

# 宮城県中学校体育連盟 部活動指導員について

## 1 県中総体要項における部活動指導員の扱い

<p>(1) 監督、引率は当該校の校長・教員・部活動指導員（※1）とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。</p> <p>① 満20歳以上であること。</p> <p>② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。</p> <p>③ 他校と兼務していないこと。</p> <p>④ 中学校体育連盟の主催する研修会を受講していること。</p> <p>⑤ 次のいずれかに当てはまる者とする。</p> <p>ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。</p> <p>イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。</p> <p>ウ 競技の専門性と学校教育に関する理解を有し、適切な指導を行うことのできる者。</p> <p>※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。</p> <p>(2) 部活動指導員が監督、引率をする場合は、教育活動の一環としての大会であるとの観点から、「顧問または当該部活動を担当する教諭等」（※2）がチームに帯同すること。</p> <p>※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」1 部活動指導員の職務 第2 留意事項 (3) (4) より。</p>
--

※これらはいくまでも「中体連主催大会への参加」のためだけのものである。

通常の活動や練習試合、連盟や協会主催の大会等における指導・引率・監督等に関しては「学校判断」であり、中体連は関与しない。

※「中体連主催大会」であっても、部活動指導員を「外部コーチ」として登録する場合は、上記の条件は適用しない。

## 2 「資格等の確認」から「参加申込書の提出」までの流れ

4/1 ~	部活動指導員の任用	・校長が上記内容に当てはまるかどうか確認
4/18	第1回中体連主催研修会	・宮城県中体連事務局にて実施（50分程度） ・各郡市、専門部へ受講者の連絡 ・日程の都合が付かない場合は事務局に連絡、相談
4月下旬 ~	郡市大会申込書作成 部活動指導員確認書作成	・校長へ講習会参加証明書（事務局発行）を提出、報告 ・校長は部活動指導員確認書を作成
5月上旬 ~	郡市大会申込書データ提出	・申込書の「引率・監督」の欄に氏名を記入 ・「校長」「教員」「部活動指導員」のどれかを記入
5月上旬 ~	郡市大会 中総体抽選会	・申込書の原本の提出 ・部活動指導員確認書の提出
6/14	第2回中体連主催研修会	・第1回と同じ内容で実施 ・第1回か第2回のどちらかを受講すればよい
6/14 ~	県大会申込書作成 部活動指導員確認書作成	・校長へ講習会参加証明書（事務局発行）を提出、報告 ・校長は部活動指導員確認書を作成
6/14 ~	県大会申込書データ提出	・申込書の「引率・監督」の欄に氏名を記入 ・「校長」「教員」「部活動指導員」のどれかを記入
6/26	県中総体抽選会	・申込書の原本の提出 ・部活動指導員確認書の提出
7/21 ~	県中総体	

### 3 研修の受講について

#### (1) 日程・会場

①宮城県中体連主催 第1回部活動指導員研修会

日時：4月18日（木） 17:00～17:50 会場：仙台市立鶴が丘中学校 2階 会議室

②宮城県中体連主催 第2回部活動指導員研修会

日時：6月14日（金） 17:00～17:50 会場：仙台市立鶴が丘中学校 2階 会議室

※第1回と第2回は同じ内容で実施する

#### (2) 研修内容

①部活動指導とは ②学校・顧問との連携 ③生徒理解・生徒指導と部活動

④部活動の健康・安全管理 ⑤中学校体育連盟と部活動

#### (3) 研修修了の確認について

①研修の最後に「部活動指導員研修会 修了証明書」を事務局から部活動指導員本人へ配布。

②事務局は、各郡市中体連・各専門部委員長へ一斉メールで「研修会修了者名簿」を送付。

③事務局は、当該校へFAXで「部活動指導員が研修会を修了した」ことを報告。

④部活動指導員は学校長に研修会を受講した旨を報告し、「修了証明書」を渡す。

⑤学校長は「事務局からのFAX」と「修了証明書」を確認し、「部活動指導員確認書」を作成。

⑥顧問は「部活動指導員確認書」を抽選会の際に専門部に提出。

⑦県大会においては、各専門部で「部活動指導員確認書」と「研修会修了者名簿」を確認。

#### (4) 研修を受ける上での留意事項

①研修は、第1回、第2回のどちらかを受講すればよいものとする。

②仕事の関係などで日程の都合がつかない場合は、事務局へ直接連絡し、相談する。状況によって別日程を設定して実施することもあり得る。

### 4 部活動指導員の上位大会での扱いについて

#### (1) 全国・東北・県 すべてに共通していること

「部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者であること」

#### (2) 全国大会での扱い

①部活動指導員の単独引率「可」

②学校長が認めた者であれば「可」（条件は特になし）

#### (3) 東北大会での扱い

①部活動指導員の単独引率「可」

②県の規定と同じ条件である

#### (4) 県大会での扱い

①部活動指導員の単独引率は「不可」。引率・監督としての登録は「可」

②「顧問または当該部活動を担当する教諭等の帯同」が必要。

③東北の規定と同じ条件である

ただし、規定上、部活動指導員が宿泊を伴う引率をすることは認められていない。

同様に、仙台市では「市内+隣接地区」への引率しか認められていない。

### 5 参加申込書の形式について

参加申込書の引率及び監督の部分において、何らかの形で「校長・教員」か「部活動指導員」かが分かるようにすること。

(例)

引率責任者	校長・教員・部活動指導員 (いずれかに○を付けること)
監督	校長・教員・部活動指導員 (いずれかに○を付けること)